

副 本

令和2年(ワ)第32232号

国家賠償請求事件

原 告 株式会社B o t E x p r e s s

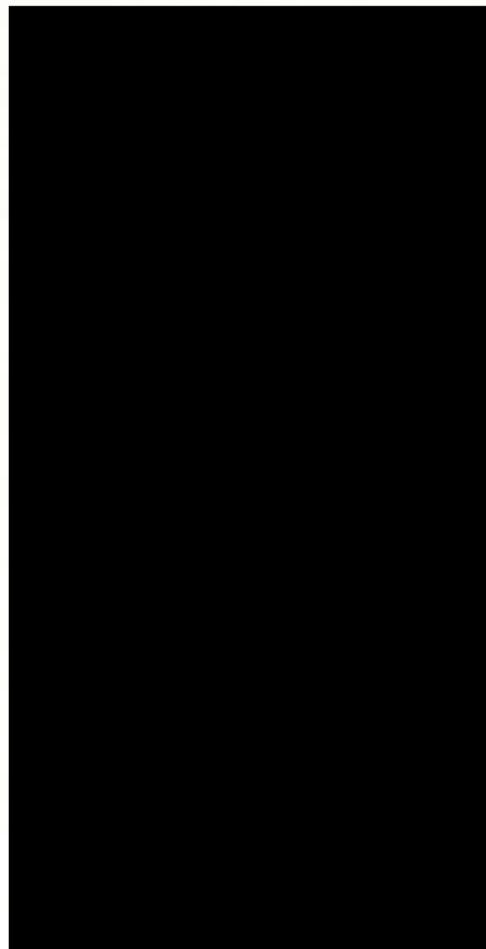
被 告 国

証 抱 説 明 書 (1)

令和3年5月17日

東京地方裁判所民事第44部甲合議2A係 御中

被告指定代理人



略称等は、被告書面の例による。

書証番号	標　　目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙1	高市総務相渋谷区スマホアプリで住民票交付「安全上問題」	写し	R2.4.3	NHK	高市総務大臣(当時)が、定例記者会見において、本件サービスについて、画像の改ざんやなりすましの防止といったセキュリティの観点及び住基法の観点等から問題があると思われること、総務省としては、オンラインで住民票の写しの交付を請求する場合には、電子署名を付して本人確認を行う必要がある旨を助言する通知を全国に発出するとともに、渋谷区に対しても丁寧に説明し改善を促したい旨発言したこと。	
乙2	逐条解説デジタル手続法(抜粋)	写し	R2.4.30	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室デジタル・ガバメント担当	デジタル手続法がIT政策に関する基本法制全体を受けて制定されたものであること及び個人情報保護法制が求める個人情報保護の要請は、デジタル化に対して必要な制約と位置づけられること。	
乙3	解説行政手続オンライン化法(抜粋)	写し	H15.4.10	総務省行政管理局・総務省自治行政局	改正前のデジタル手続法である「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」と公的個人認証法とは、e-Japan重点計画の下で、「行政手続オンライン関係三法」として同時に国会に提出されたものであること。	
乙4	全訂住民基本台帳法逐条解説(抜粋)	写し	H26.12.10	市町村自治研究会	住基法に規定される「記録の適正な管理」とは、住民記録の正確性の維持等を求めるものにとどまらず、住民票の写し等については、個人情報として保護されるべきであることから、その交付に係る合理的な制限をも求める趣旨も含まれるものであること。	
乙5	住民票の写しの交付制度等の見直しについて(報告書)	写し	H19.2	交付検討会	住民票の写し等の交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定するとともに、住民票の写し等が交付される中で、一部において、なりすまし等の不当な手段による交付請求が行われていることを踏まえ、本人確認等の手続を整備することとされ、その実効性を期するため、法令に明確な根拠が設けられたこと。	
乙6	全訂住民基本台帳法逐条解説(抜粋)	写し	H26.12.10	市町村自治研究会	住民票の写し等の交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定するとともに、住民票の写し等が交付される中で、一部において、なりすまし等の不当な手段による交付請求が行われていることを踏まえ、本人確認等の手続を整備することとされたこと及びオンラインによる住民票の写し等の交付の請求について、デジタル手続法総務省令4条2項本文による申請方法しか記載していないこと。	

略称等は、被告書面の例による。

書証番号	標　　目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙7	交付検討会第2回議事録	写し	H18.10.17	交付検討会	住民票記載の情報は、個人情報保護の観点から本来本人が開示請求できるものであり、本人以外の者が請求できるとするには公益上の理由その他の理由を必要とするのが適当と解され、請求に当たっての本人確認等の手続の整備が検討されることとなつたこと。	
乙8	新旧対照表	写し	H19.6.6	第一法規株式会社	「偽りその他不正の手段」により住民票の写しの交付を受けた者の制裁を、「十万円以下の過料」(平成19年改正前の52条)から「三十万円以下の罰金」(現47条2号)に加重する改正が行われたこと。	
乙9	住民基本台帳事務処理要領(抜粋)	写し	S42.10.4	自治省行政局長ほか	住民票の写し等の交付手続に当たっては、窓口による請求の場合であっても、郵送による場合であっても、厳格な本人確認を求めており、最終的には、実際に申請者に電話を掛けたり面会する方法で本人確認を行うことまでが予定されていること。	
乙10	電子署名・認証一法令の解説と実務(抜粋)	写し	H14.6.30	渡邊新矢・小林覚・高橋美智留	電子署名法8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書は、本人確認の確実性が極めて高いこと等。	
乙11	公的個人認証サービスのすべて その制度とシステムの全貌(抜粋)	写し	H15.11.25	公的個人認証システム研究会、猿渡知智、村松茂、瀬脇一	オンライン申請等に必要な高度な個人認証サービスを創設した趣旨が、行政手続のオンライン申請・届出等の手続保障を、広く全国の住民に対して実質的に確保すること等にあること。	
乙12	公的個人認証サービス事務処理要領	写し	R3.2.15	総務省	公的個人認証法上の署名用電子証明書を発行する際には、申請者の利用者確認につき、厳格な本人確認を行っており、申請書の提出を求めてその実在性を確認の上、本人性確認としては、写真の貼付された運転免許証等の提示を求めるなどを原則とし、この方法が採れないときは、健康保険の被保険者証等の提示を求めるとともに、本人に関する事項につき適宜質問するなどの方法を探っていること。	